

令和8年第2回臨時会

湯前町議会会議録

開会 令和8年2月5日

閉会 令和8年2月5日

熊本県球磨郡湯前町

令和8年第2回臨時会

会 期 令和8年2月5日(木) 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
2	5	木	本会議	午後2時	開会宣言 会期の決定 議案審議

第 1 号

2 月 5 日 (木)

令和8年第2回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和8年2月5日
午後2時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 承認第 1号 | 専決処分承認について（令和7年度湯前町一般会計補正予算（第12号）について） |
| 日程第 4 | 議案第 7号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第 5 | 議案第 8号 | 湯前町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 9号 | 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第13号）について |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 9 | | 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について |

2. 応招議員

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 田 山 幸 平 | 2番 吉 田 精 二 |
| 3番 西 靖 邦 | 4番 遠 坂 道 太 |
| 5番 椎 葉 弘 樹 | 6番 森 山 宏 |
| 7番 味 岡 恭 | 8番 倉 本 豊 |
| 9番 山 下 力 | 10番 金 子 光 喜 |

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局主事 中山政人

7. 説明のため出席した者

町	長	長	谷和人	副町長	清藤浩文
教	育	長	栃原秀明	総務課長	西村洋一
税	務	町	黒木博行	保健福祉課長	佐藤由美子
建	設	水	高木堅介	企画観光課長	伊藤賢一郎
教	育	課	赤池寛子	農林振興課長兼農業委員会事務局長	浅田 徹

開議 午後2時00分

-----○-----

○議長（金子光喜君） 現在の出席議員は10名です。

定足数に達していますので、ただいまから、令和8年第2回湯前町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（金子光喜君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、田山議員、山下議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（金子光喜君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分承認について（令和7年度湯前町一般会計補正予算（第12号）について）

○議長（金子光喜君） 日程第3、承認第1号、「専決処分承認について（令和7年度湯前町一般会計補正予算（第12号）について）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） それでは承認第1号、専決処分承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

解散に伴いまして衆議院総選挙に対応するため、令和7年度湯前町一般会計補正予算（第12号）を別記のとおり専決処分しましたので、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○総務課長（西村洋一君） この度の衆議院議員解散総選挙は、去る1月19日の、高市首相の記者会見において、1月23日の通常国会の冒頭に、衆議院を解散、同月27日公示。2月8日を投開票とする発表がなされました。スケジュールを見ますと、解散か

ら投開票まで16日間という、戦後最も短い異例の超短期決戦でございまして、特に期日前投票のスタートまで、5日間しかない、非常にタイトなものでございました。町の作業といたしましては、入場券の印刷やポスター掲示板の設置。開票支援システム等の契約など、1日でも早く準備をしないと間に合わないことが明白でございまして、また、議会を招集する時間的余裕もないと判断いたしましたので、1月20日の議会全員協議会において、議員の皆様にご説明を申し上げ、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、令和8年1月21日付けで、一般会計補正予算（第12号）を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、議会の皆様にご報告し、承認を求めるところでございます。事項別明細書の4ページをご覧ください。失礼しました。議案書の4ページをご覧ください。

この度の補正は、歳入歳出それぞれ442万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ46億1,382万1,000円とするものです。事項別明細書の歳出13ページをご覧ください。款2総務費、項4選挙費、目7衆議院議員選挙費、節1報酬52万1,000円は、選挙管理委員を始め、選挙を執行するために必要な説明欄に記載しております各役職の報酬を計上いたしました。

節3職員手当等195万6,000円は、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当等を計上しました。

節7報償費21万2,000円は、各行政区の区長さんに選挙公報を配布していただくための費用を計上いたしました。

節8旅費、6万4,000円は、選挙管理委員の会議の費用弁償、投開票日当日の費用弁償、職員の旅費を計上しました。

節10需用費19万1,000円は、事務用品を始め、投票所に設置しますストーブの燃料代、入場券の印刷製本費、投票所のお茶代等を計上いたしました。

節11役務費30万4,000円は、入場券を発送する通信費を計上しました。

節12役務費14万円は、ポスター掲示板の設置及び撤去をシルバー人材センターに委託するための費用を計上しました。

節13使用料及び賃借料、56万9,000円は、選挙事務用パソコンのリース料、湯前保育園の使用料、開票支援システムの使用料、選挙ポスター掲示板のレンタル料を計上しました。

14ページをお願いします。

節17備品購入費47万円は、投票用紙計数機を1台新たに購入するものです。

次に、歳入です。12ページをご覧ください。

今回の補正財源として、款 10 地方交付税、節 1 普通交付税、21 万 6,000 円を計上しました。これは備品購入費の自己負担分等の費用となります。補助対象以外の費用となります。

款 14 県支出金、項 3 委託金、目 3 総務費委託金、節 5 選挙費委託金 421 万 1,000 円を計上しました。この度は国政選挙でございますので、そのほとんどが国が負担し、県経由で支払われます。

15 ページ以降に給与明細書を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○5番（椎葉弘樹君） 14 ページの備品購入費についてお尋ねします。前回の衆議院の解散の時にも同じ金額で計上してありまして、令和 7 年度も当初予算で参議院選挙用に 1 台分の購入があったと思うんですけど、これは毎回毎回 1 台ずつ増やしているのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 現在使用できる機械が 2 台ございます。その前に購入していた分はちょっと古くなって計数がおぼつかないというか、もう故障もしておりましたので、先の参議院選挙は、全国区と選挙区 2 つでよかったんですが、今回最高裁裁判官の国民審査もありますので、3 つの計数機が必要となりましたので、1 台追加したというところでございます。

○2番（吉田精二君） 先ほど総務課長の説明で、歳出の 11 番の役務費と 12 番の委託料のところの説明がちょっと違っていたみたいなものですから、もう一度正しい説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） 失礼しました。節 12 を役務費じゃなくて、委託料のところを役務費と読み間違えておりました。修正をお願いいたします。

○議長（金子光喜君） 訂正したものを原案として、ご審議いただければと思います。
ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第 1 号、「専決処分承認について（令和 7 年度湯前町一般会計補正予算（第 1 2 号）について）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第7号 工事請負契約の変更について

○議長（金子光喜君） 日程第4、議案第7号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第7号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

R2災補林 林道宮の谷線（2号箇所）災害復旧工事について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第7号、工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

契約の目的、契約の方法については、変更前と同じです。

契約の金額について、変更前の1億8,150万円を変更後において160万3,116円減の1億7,089万6,884円とするものです。

主な変更理由につきましては、復旧現場の状況に応じまして、法面復旧箇所のコンクリート吹付法砕工、施工面積を減とすること、及び仮設工の水替工について仮排水管の口径を当初設計の1,000ミリメートルから500ミリメートルを使用する水替え工に変更することによるものです。

契約の相手方については、変更前と同じです。

2ページに、仮変更契約書を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第8号 湯前町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（金子光喜君） 日程第5、議案第8号、「湯前町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第8号、湯前町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の施行に基づき、湯前町サテライトオフィスの設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があるため、条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 議案第8号、湯前町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明します。

本施設は企業誘致の促進を通じて、地域振興、移住定住の促進、さらには関係人口、交流人口の創出を図ることを目的として整備するものであり、町内外の事業者等に対し、働く場や交流の場を提供することで、地域経済の活性化に繋げていこうとするものであります。

2ページをお願いいたします。

本条例の主な内容としまして、第2条において、施設の設置及び目的を明確にし、第3条で施設の名称、構成及び位置を定めております。また5条から6条において、施設の使用許可及び使用制限に関する規定を設け、適切かつ円滑な利用が図られるよう、措置しております。さらに第7条から第9条において、利用料金に関する事項を定め、指定管理者制度を導入した場合においても、法令に基づき、適切な料金設定及び減免措置が行えるよう規定しております。加えて、第10条以降においては、指定管理者による管理運営を可能とし、民間事業者のノウハウを活用した効率的、柔軟な設置運営が行えるように配慮しております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

○5番（椎葉弘樹君） 第3条の名称及び位置についてお尋ねします。ここに（2）で構成という文言があるんですが、このタイトルには名称及び位置としか書いてありません。あとこれおそらくレールウイングの複合施設の条例と同じようにされたと思うんですが、一方グリーンパレスの設置及び管理条例を見ますと、ここはですね、名称及び施設の構成及び位置っていうふうになっています。今後ですね、ここを同じような文言に統一したほうが良いのか、それとも現状の文言のままで良いのか、これについてお尋ねしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 椎葉議員のご指摘なんですけれども、グリーンパレス等については、各施設ごとに名称等を定めているということでございますけれども、今回のサテライトオフィスについては、会議室だけという形になりますので、ほかの施設もなんですけれども、各それぞれの施設の構成によって、条例の内容の部分ですね、部分が変わってくるのかなと思っておりますので、今の現状、今日ご提案させていただいた感じで、今回の条例については、ご理解をいただければなと思っております。

○5番（椎葉弘樹君） 参考までに、本町には指定管理施設が6施設あるんですけど、例えば、地域産業交流施設、農産物加工施設、そして生活支援センターの湯愛の部分ですね、これについては構成というのが（2）でないものですから、現状どおり名称及び位置っていうふうになっているんですが、残りの3つについては、そのトイレとかその便所だったり、そういうのが細かく規定してあって、そこに構成というのがあるものですから、そのタイトルのちょっと表現の仕方がちょっと違うなといったところを感じたところでした。今回はですね、このまま行かせていただいても良いんですけど、今後もし統一する必要性があるのであれば、今後の条例改正の中でちょっと確認されてはいいかがかと思えます。いかがでしょうか。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） この施設のみだけでなくほかの条例等もありますので、この付近はちょっと持ち帰らせていただいて検討させていただきたいと思っております。

○5番（椎葉弘樹君） あともう1点なんですけど、今回初めて条例の中でトイレという表現が出てきました。これまでは便所っていうのが、多分国の法令に従って、便所という使い方をされていたと思うんですが、町民の方には、当然トイレというほうがわかりやすいっていうのは理解しています。そこで今後はそのトイレということで統一されていくのか、もしくはこのトイレに意味があるのかについてお尋ねしたいと思います。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） これについてもほかの条例とですね、便所なのかトイレなのか、その付近も踏まえて、今後統一できればですね、統一していきたいと思っております。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○3番（西 靖邦君） 利用料金の免除ということで第9条ですかね、町長利用料金について特別な事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができるんですけど、この特別な事情というのは、例えばどんなことがあるんですかね。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 企業誘致っていう形になりますと、サテライトオフィスにお試しで使いたいという時に利用料を、指定管理者等の協議が出てくるんですけども、協議の中で、そこを無償とか、割引して安くするとかですね、そういう部分が町長の裁量という形になるかもしれませんが、どうしても湯前に来たいけれども、使用料金1か月お試しをしたいんだけど、その分をどうにかならないでしょうかとか、そういう色々、そのケースバイケースが出てくると思いますので、そういった時に、利用料金という形の免除が出てくるのかなと思っています。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

○6番（森山 宏君） このサテライトオフィスっていうのが、この条例作って運営されていくんだろうと思いますけども、今現在予測っていいですか、見込みっていうのはあるんでしょうか。というのが指定管理者の問題もありますし、利用される企業さんっていうのもなければ意味がないと、箱を作っても、人がおらんかったらだめということがありますので、もしも見込みとかがあったら教えていただきたい。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 今企業誘致ツアーを12月と1月行いまして、関東の企業さん9社ですね、と沖縄の企業さんが1社、計10社こちらのほうにツアーで来ていただいております。その中で、今興味を示していただいている企業さんが数社ございまして、今県の企業立地課と協定に向けての動きをさせていただいているところでございます。また指定管理のほうについてもですね、ぜひ指定管理にちょっと公募したいなという、応募したいなということで興味を示されている企業さんもございますので、今度スタートなんですけれども、徐々にそういった企業誘致に関してはですね、あそこが拠点となって企業の進出に向けてですね、進んでいくのではないかなと思っています。また地元の雇用ということで、実を言うとハローワークのほうにも、求人を出されている企業さんもございますので、地元雇用も含めてですね、進出された企業さんに向けては、できるだけ地元雇用をお願いしたいという部分も含めてですね、今後事業展開を進めていきたいと思っています。

○6番（森山 宏君） 確固たる指定管理者と、利用されるであろう企業っていうのは、あらかた掴んでおられるっていうことですよ。そこは間違いないですよ。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） あくまでも指定管理はですね、今から公募をかけます。公募をかけた中で審査をさせていただきますので、何社来るかというのもありますけれども、一応興味を示されている企業さん、指定管理人に入っても良いよという企業さんはありますので、それが何社なのか、1社なのか、数社なのかわかりませんけれど

も、そういった現状でございます。企業誘致のほうも今企業立地課と詰めをやっておりますので、何とか県のですね企業立地課と力を合わせて、町のほうに誘致いただけるように、今頑張っているところでございます。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号、「湯前町サテライトオフィスの設置及び管理に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第9号 令和7年度湯前町一般会計補正予算（第13号）について

○議長（金子光喜君） 日程第6、議案第9号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第13号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第9号、令和7年度湯前町一般会計補正予算（第13号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,139万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,521万4,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係でございます。物価高騰に苦しんでおられます住民の皆様を支援するための事業費等を計上しているところでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） それでは、議案書の事項別明細書歳出11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節5災害補償費4,000円は、1月議会臨時会の補正予算（第11号）で、職員の公務災害分を補正させていただいている分

ですが、病院からの請求に誤りがあり、追加で計上させていただきました。なお財源は全額共済から支払われますので、歳入の雑入に同額を計上しております。

目9 企画調整費、節18 負担金補助及び交付金に令和7年度湯前町地域公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金37万円を計上いたしました。燃料価格高騰の影響を受けています、くま川鉄道に対し、構成の市町村で支援するものでございます。なお財源は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）を全額充当いたします。

目14 物価高騰対応生活応援給付事業は、物価高騰に苦しんでおられます、全町民の皆様に物価高騰対応生活応援給付金として、1人当たり5,000円を給付するもので、関係する費用を計上しています。

節11 役務費に上の段、各種通知を行うための通信費34万1,000円。下の段、各世帯の預金口座に振り込むための手数料11万2,000円を計上しました。

節18 負担金補助及び交付金に、給付対象人数を3,360名と見込み、1,680万円を計上しました。なお財源は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）を1,670万7,000円、残りは一般財源を充当いたします。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費、節3 職員手当等は、時間外勤務手当等5万円を計上いたしました。この後ご説明いたします、湯前くらし応援券事業に対応するための補正をするものです。

目2 商工振興費は、湯前くらし応援券に関する予算で、節10 需用費に事業に係る消耗品費35万円、応援券の印刷製本費80万円を計上しました。

節11 役務費76万6,000円は、応援券郵送のための通信費。

節12 委託料は、上の段、換金業務委託料は、応援券の換金原資として、5,040万円と、委託先の商工会に事務委託料100万円。合わせて5,140万円を計上しました。

下の段の前くらし応援券、発送業務委託料40万円は、応援券の宛名書き、仕分け、封入作業等の発送手前の業務を郵便局に委託するものです。なお財源は、こちらも国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）を4,500万円。残りは一般財源を充当いたします。またこの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー）は、総額で9,592万7,000円交付されておりますので残額につきましては、令和8年度当初予算にてご提案させていただく予定でございます。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、目1 道路維持費は財源更正となります。これは1月臨時会の際の補正11号の第3条で、道路整備事業債の補正1,710万円をご可決いただき、町道舗装修繕工事に充当いたしますと、口頭で説明をしておりましたが、実際には事項別明細書上では充当できておりませんでしたので、財源を一般財源から地方債に更正するものです。事項別明細書の修正となります。誠に申し訳ございませんでした。

次に、歳入の説明です。10 ページをお願いいたします。

歳出の説明の際、歳入も説明したもの以外について説明いたします。

款 10 地方交付税に、今回の補正財源として 931 万 2,000 円を計上しました。

12 ページから 15 ページにかけて、給与費明細書をつけております。

以上説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○9番（山下 力君） 今回の物価高騰支援メニューのうち給付金と、それから暮らし応援券、この2件について、いわゆる給付される時期、それから応援券が物価高騰に苦しんでおられる住民の手元に届く時期と暮らし応援券の利用期間、いつからいつ頃までと。それをお聞かせください。

○税務町民課長（黒木博行君） ただいまのご質問に給付金のほうから説明させていただきます。一応本日可決いただいたらすぐに作業のほう取りかかりまして、2月の20日までの間にですね、まずお知らせの通知を発送させていただきます。そこに記載されている口座だったり、そういうのに誤りがないことを1週間程度、余裕を持って、そこまで回答いただいて、それが過ぎますと、一応3月中旬、進捗状況によってはもうちょっと早まるかもしれませんが、それぐらいを見込んで今動こうと予定しております。以上です。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 暮らし応援券につきましては、今から印刷業務の契約等の作業に入りますので、早ければですね、年度明け4月から5月の間には、町民の方に配布が完了できるのではないかなというところがございますけれども、今回郵便局のほうに業務委託として配布の業務を委託をさせていただきますので、まず郵便局との協議も早めにしながらですね、できるだけ町民のほうに行けるように早めに対応したいと思っております。また使用期間ですけれども、年内12月を目途に閉めて精算業務のほうに移りたいと思っております。以上です。

○9番（山下 力君） わかりました。それと1月20日に、全員協議会で物価高騰支援メニューの説明があったわけですが、資料が3枚ありました。その1枚目の枠外に補足説明がされております。もう読まなくてもわかってすよね。これを聞いて、ちょっと私よくわからないんですよ。改めてこれはこういうことを説明したんだということを改めてお聞かせください。

○企画観光課長（伊藤賢一郎君） 山下議員が言われている全協資料の中でですね、簡単に言いますと、令和7年度、この交付金事業が令和7年度事業で全部あげてしましますと、もしその満額の交付金を上限まで使い切れなかった場合については、国に戻さないといけないという仕組みづくり、制度設計になっておりまして、本町におきましては、できるだけ交付金を戻さないためにも実施計画を2か年に、令和7年度の事業と令

和8年度の事業に分けてですね、交付金を有効に活用をするためにこういう書きぶりをしていただいております。ご理解いただければと思っております。

○9番（山下 力君） 町長にお尋ねしますけども、いわゆるこういう事業はですね、いわゆる繰越事業、繰越明許費の補正をすれば7年度に予算組んでもですよ、その手続きさえ踏んだら8年度に使っても良いというふうに私認識あるんですけど、町長に対して今伊藤課長が答弁したことと、私が言ったこと。

○町長（長谷和人君） 今回補正の中に3月になるかと思うんですけども、繰越明許を実はする予定でございます。それはくらし応援券の部分が、ほぼだろうと思うんですけども、それによりまして、繰り越しの場合は、例えばですよ、繰り返した額のみしか使えないわけでございますので、8年度の当初予算で全部組むと、それを補正も可能になってまいりますし、有効にこの交付金を活用するために、先ほど説明しましたように2つに分けた。7年度分と8年度分に分けたという意味でございますので、ご理解いただければというふうに思っており、有効に交付金を活用したい、これが一番の目的でございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

○9番（山下 力君） 先ほど総務課長のほうから、いわゆるの残りの6事業の支援メニューですね、これは当初予算で組むという説明がありましたけども、私は今回説明があった9支援メニューをですよ、今日に予算提案をしていただいて、そして、繰越明許の補正をされたら、もうスムーズに行くではなかろうかというふうに思っております。管内の2町村に聞きましたら、そのとおりですよ。いわゆる交付金全額を支援メニューで、臨時議会で早いところは1月、2月でされております。湯前がそういうふうになっておりませんので、なぜ繰越明許費補正をされないのかなというふうに私は疑問に思ったところでございます。

○町長（長谷和人君） 先ほど申しただけ3月分につきましては、明許繰り越しを行う予定としております。それからもう一度申し上げますけど、例えばでございますけども、今回現金給付の部分がございまして、ここですよ、今補正予算の中で見込んでいた人間の分がですね、実際には少なくなってしまったと、そこにいわゆる交付金を充ててしまっているものですから、7年度で入れた場合については、例えば100万円残った分についてはですね、7年度で精査しなくちゃいけないという話になってまいりますので、それではもったいないので、2か年に分けて、交付金を100パーセント使ってしまうというわけでございまして、そこをご理解いただければと思う。先ほど申しました、例えでございますので、余るとかそういうことはないと思うんですけども、そういうふうには有効に活用させていただくと、そういう意味でございますのでご理解いただければと思っております。

○9番（山下 力君） 町長もう1点。いわゆる今回は交付金9,500万円来ていますね。それプラス、自主財源を1,200万円使っています。その1,200万円を使った、町長の思いをちょっとお聞かせください。

○町長（長谷和人君） また同じ話になるかもしれませんが、有効にこの交付金を使いたいんですから、100パーセント9,600万円近い金をですね、使うためには、幾らかやっぱりそれを投資しなくちゃいけない、そういう部分もございますので、ご理解いただければというふうに思っております。有効に活用したいというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 私はですね、いわゆる町長が、住民皆さんが物価高騰で苦しんでおられますんで、いわゆる9,500万円以上に支援メニューを作りたいと、それには自主財源を持ってきたと、そういう説明でも私はよく理解するところあるんですよ。町長の政策上住民のために、一般財源をこしこ使ったと。そういうことです。

○議長（金子光喜君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号、「令和7年度湯前町一般会計補正予算（第13号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第10号 令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第6号）について

○議長（金子光喜君） 日程第7、議案第10号、「令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第10号、令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度末までに不足が見込まれる、担当職員の時間外手当及び国から令和7年度追加補正によります、上猪地区の送水管と、瀬戸口それから辻地区の配水管の更新工事を補正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第10号、令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第6号）について、ご説明いたします。2ページをお願いいたします。

第2条、収益的支出の補正につきましては、湯前町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものです。

支出の第1款水道事業費用は、14万円を追加し、補正後の合計を7,004万2,000円とするものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、予算第4条、本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1,577万4,000円を4,228万円に、過年度分損益勘定留保資金857万8,000円を3,508万4,000円に改め、収入の第1款資本的収入は、9,949万4,000円を追加し、補正後の額を1億3,072万4,000円とし、支出の第1款資本的支出は、1億2,600万円を追加し、補正後の額を1億7,300万4,000円とするものです。

次に3ページをお願いします。

第4条、企業債の補正は変更となります。

起債の目的は、水道事業で補正前の限度額2,500万円を補正後限度額9,500万円とするものです。

第5条、一時借入金の補正は、一時借入金の借入れの最高額に7,000万円を追加し、一時借入金の最高額を9,500万円とするものです。

第6条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、今回の補正後において、職員1名分、1年間の予算とするものです。

次に10ページをお願いします。

令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第6号）見積の基礎により、ご説明いたします。

収益的支出につきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費の節2手当に担当職員の時間外手当14万円を計上しました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入は、款1資本的収入に追加補正に係る事業の財源としまして、項1企業債、目1企業債、節1企業債に7,000万円を、項4国県支出金、目1国庫補助金、節1国庫補助金に2,949万4,000円を計上しました。

支出は、款1資本的支出、項1建設改良費、目2給配水設備改良費、節1工事請負費に上猪地区送水管更新工事8,600万円と瀬戸口・辻地区配水管更新工事4,000万円の合計

1億2,600万円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号、「令和7年度湯前町水道事業会計補正予算（第6号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第11号 令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第6号）について

○議長（金子光喜君） 日程第8、議案第11号、「令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第11号、令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、下水道受益者1世帯の下水道使用料調定額の誤りが判明したため、令和6年度に収入いたしました過誤納分を還付するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○建設水道課長（高木堅介君） 議案第11号、令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第6号）について、ご説明いたします。

今回の還付につきましては、具体的には、令和6年度に町営住宅に入居されました世帯について、上下水道料金システムのお客様台帳に世帯人数3人の人頭割で登録すべきところを上水道使用水量で計算する従量制で登録したため、令和7年1月分以降の下水道使用料について、本来の料金より多く調定・収入しておりました。誠に申し訳ございません。

なお、本事案の再発防止対策としまして、新規の下水道受益者を上下水道料金システムのお客様台帳に登録する際には、下水道使用開始届にチェック欄を設け、必ず二重チ

チェックを行うことといたしました。また、全受益者の台帳を確認しましたところ、今回の対象者以外に間違いはありませんでした。

それでは説明いたします。2ページをお願いします。

第2条、収益的支出の補正につきましては、湯前町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものです。

第1款下水道事業費用は1万7,000円を追加し、補正後の合計を1億6,056万3,000円とするものです。

8ページをお願いします。

令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第6号）見積の基礎により、ご説明いたします。

款1下水道事業費用、項3特別損失、目2過年度損益修正損は、節1過年度損益修正損に、令和7年1月から3月収納分2万9,690円と正しい調定額、人頭割3人分月額4,290円の3月分、1万2,870円との差額1万6,820円の還付金として、予算額1万7,000円を計上しました。なお、令和7年度の過納額4万4,020円は現年度分収入からの還付とし、合計6万840円を対象者の方へ速やかに還付いたします。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号、「令和7年度湯前町下水道事業会計補正予算（第6号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（金子光喜君） 日程第9、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の

継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（金子光喜君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（金子光喜君） 令和8年第2回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時57分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員